



令和8年4月

(一社) 茨城県建築士会 御中

茨城県総務部税務課

不動産取得税に係る申告制度の周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、県税の申告・納付につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「不動産取得税」は、不動産（土地や家屋）を取得したときにかかる県の税金であり、茨城県県税条例により、茨城県内において不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に、取得した不動産の内容等を申告していただくことになっております（ただし、令和5年4月1日以降に不動産を取得した場合で、取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記を申請した場合は不動産取得申告（報告）書の提出は不要です）。

また、不動産取得税について、住宅用不動産を取得した場合の軽減措置や、企業立地のための県税の特別措置（課税免除等）を受けるためには、所定の期限内に必要な申告・申請を行っていただく必要があります。

つきましては、下記のとおり不動産取得税についてご案内申し上げますとともに、貴会の会員に対しましても、制度の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 不動産取得税について

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/fuka/fudousan/fudousan.html>

※ 貴会ホームページへのリンク掲載等についてご協力をお願いします。

問い合わせ先 茨城県総務部税務課 賦課グループ 岸 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 電話 (029)301-2424
